

改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 76 条第1項の規定による補装具費の支給に関する事務(以下「補装具費支給事務」という。)の取扱いについて、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって補装具費支給事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、法、政令及び省令で用いる用語の例による。

(申請書の様式等)

第3条 省令第 65 条の7第1項に規定する申請書は、補装具費支給申請書(第1号様式)とする。

2 省令第 65 条の7第1項第6号に掲げる医師の意見書又は診断書は、当該申請が障害者に係るものである場合にあっては、東京都の身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第9条第7項に規定する身体障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)が定める様式により、当該申請が障害児に係るものである場合にあっては、補装具費支給意見書(児童用)(第2号様式)によるものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

3 第1項の申請書の取下げは、補装具費支給申請取下書(第3号様式)により行うものとする。

(判定依頼等)

第4条 市長は、補装具費の支給の要否を決定するに当たり、更生相談所が必要と認める場合は、更生相談所に対し、判定依頼書(第4号様式)に必要書類を添付して、当該補装具費の支給の要否について判定を求めらるものとする。この場合において、市長は、当該判定に係る障害者が更生相談所に来所する必要があるときは、当該障害者に対し、判定案内通知書(第5号様式)により、当該判定に関する事項を通知するものとする。

2 前項前段の依頼の取下げは、判定依頼取下書(第6号様式)により行うものとする。

(補装具費支給決定等)

第5条 市長は、法第 76 条第1項の規定に基づき、第3条第1項の申請書を提出した障害者又は障害児の保護者に対し、補装具費を支給する旨の決定(以下「補装具費支給決定」という。)を行ったときは、補装具費支給決定通知書(第7号様式)により通知するとともに、補装具費支給券(以下「支給券」という。)を交付し、当該申請を却下したときは、補装具費支給申請却下通知書(第8号様式)により通知するものとする。

2 前項の支給券は、当該補装具費支給決定が補装具の購入又は修理に係るものである場合にあっては、第9号様式により、当該補装具費支給決定が補装具の借受けに係るものである場合にあっては、その借受け期間に応じて、第9号様式から第 11 号様式までによるものとする。

3 市長は、第1項の補装具費支給決定を行った場合であって、当該補装具費支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「補装具費支給決定障害者等」という。)の同意を得ているときは、当該補装具費支給決定障害者等が当該補装具の購入等を希望する補装具業者(補装具の販売、貸与又は修理を行う者をいう。)

以下同じ。)に対し、補装具費支給決定事項通知書(第12号様式)により、当該補装具費支給決定に関する事項を通知することができる。

(補装具費支給決定の取消し)

第6条 市長は、補装具費支給決定障害者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補装具費支給決定を取り消すことができる。

- (1) 補装具費の支給を受ける必要がなくなったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補装具費支給決定を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が補装具費支給決定を不相当と認める事由があるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補装具費支給決定の取消しを行ったときは、補装具費支給決定取消通知書(第13号様式)により、当該取消しを受けた補装具費支給決定障害者等に通知し、支給券の返還を求めるとする。

(変更事項の届出)

第7条 補装具費支給決定障害者等は、氏名その他の支給券に記載された事項に変更があったときは、補装具費支給券記載事項変更届(第14号様式)に、支給券を添えて、市長に提出するものとする。

(支給券の再発行)

第8条 補装具費支給決定障害者等は、支給券を破り、汚し、又は失ったときは、市長に対し、補装具費支給券再交付申請書(第15号様式)により、支給券の再交付を申請することができる。

(補装具費支給決定の辞退)

第9条 補装具費支給決定障害者等は、その補装具費支給決定を辞退するときは、補装具費支給決定辞退届(第16号様式)に、支給券を添えて、市長に提出するものとする。

(補装具の購入等)

第10条 補装具費支給決定障害者等は、補装具業者に支給券を提示して、当該補装具の購入等の契約を締結するものとする。

(適合判定)

第11条 市長は、第4条第1項前段の更生相談所の判定に基づき補装具費支給決定を行った場合であって、更生相談所が必要と認めるときは、補装具業者に対し、適合判定(更生相談所又は医師等が当該補装具の当該補装具を使用する障害者等の身体への適合の状態を確認することをいう。)を受けるべきことを指示するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(補装具費の請求)

第12条 補装具費支給決定障害者等は、補装具費を請求しようとするときには、補装具費支払請求書(第17号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 支給券
- (2) 補装具の購入等に要した費用を支払ったことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、速やかに補装具費を支払うものとする。

(補装具費の代理受領)

第13条 前条の規定に関わらず、補装具費支給決定障害者等が、あらかじめ市長が登録する補装具業者(以

下「登録事業者」という。)から当該補装具の購入等を行ったときは、市長は、当該補装具費支給決定障害者等が当該登録事業者を支払うべき当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費として当該補装具費支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該補装具費支給決定障害者等に代わり、当該登録事業者を支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、補装具費支給決定障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。
- 3 第1項の登録事業者の登録及び補装具費の代理受領(同項の規定により補装具費支給決定障害者等が登録事業者を支払うべき当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費として当該補装具費支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該補装具費支給決定障害者等に代わり、当該登録事業者を支払われることをいう。)について必要な事項は、市長が別に定める。

(関係帳簿)

第14条 市長は、補装具費支給管理台帳(第18号様式)を備え、補装具費支給事務に関する事項を記載しておかなければならない。ただし、市長が適当と認める場合は、電子媒体により記録することができる。

(指針の準用)

第15条 前条までに定める事項のほか、別に定めるものがある場合を除き、補装具費支給事務の取扱いについては、「補装具費支給事務取扱指針について」の制定について(平成30年3月23日付障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を準用するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要綱の施行に係る諸手続については、施行日前に行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定にかかわらず、当面の間、従前の申請書様式を使用することができる。